

# 利益相反管理方針の概要

令和元年 6 月

## 1. 目的

キャニオン・キャピタル・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）は、自己取引を行うことがないこと、運用資産残高から収益を得るビジネスモデルではないことから、当社の業務が投資家との間で利益が相反する関係に立つことは想定されません。

しかしながら、当社の親金融機関等<sup>1</sup>及び子金融機関等<sup>2</sup>（以下、当社と総称して「キャニオングループ」といいます。）には投資家の資産運用を行う事業体もあることから、キャニオングループと投資家との間で利益が相反することは想定しえます。

そこで、後記 2.では、キャニオングループと投資家との間で利益が相反する取引類型を特定いたします。後記 3.では、これらの類型に係る取引についての管理体制及び管理方法について定めます。

## 2. 利益相反取引の特定

### 2.1 利益相反取引と認定する取引類型

キャニオングループでは、以下の場合には、投資家の資産の運用行為を通じて顧客との利益相反を生じる可能性があるとして認識しております。このような類型に該当する状況を生じさせる取引は、利益相反取引に該当すると特定しております。

- (i) 特定の投資家又はファンドの運用先と他の投資家又はファンドの運用先が重複する場合
- (ii) キャニオングループの自己取引による取引銘柄と特定の投資家又はファンドの運用先が重複する場合

---

<sup>1</sup> 「親金融機関等」とは、当社の(i)親会社等、(ii)親会社等の子会社等、(iii)親会社等の関連会社等、(iv)特定個人株主が総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む）及び当該特定個人株主が総株主等の議決権の100分の20以上100分の50以下の議決権を保有する会社等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)協同組織金融機関、(d)株式会社商工組合中央金庫、(e)保険会社（外国保険会社等も含む）、(f)無尽会社、(g)証券金融会社等、(h)短資会社、(i)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

<sup>2</sup> 「子金融機関等」とは、当社の(i)子会社等又は(ii)関連会社等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)協同組織金融機関、(d)株式会社商工組合中央金庫、(e)保険会社（外国保険会社等も含む）、(f)無尽会社、(g)証券金融会社等、(h)短資会社、(i)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。現在のところ、子金融機関等に該当する事業体はございません。

- (iii) 投資家への説明等を通じ、当該投資家が投資先の商品の運用において自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合
- (iv) 投資家の利益が損なわれる一方、キャニオングループが経済的利益を得る、又は経済的損失を避ける結果を生じさせる可能性がある場合
- (v) キャニオングループのレピュテーションが毀損されるおそれが生じた場合
- (vi) その他当社の法務コンプライアンス責任者において、投資家の利益が損なわれるおそれがあると判断した場合

## 2.2 特定の投資家又はファンドの運用先と他の投資家又はファンドの運用先が重複する取引の具体例

キャニオングループは多数のファンド及びマネージド・アカウントの運用を行っていることから、当該ファンド及びマネージド・アカウントの相互間において、又は特定のファンド若しくはマネージド・アカウントと運用を行うキャニオングループの事業体との間で、利益相反を生じる可能性があります。例えば、特定のキャニオングループの事業体において運用を行う複数のファンドにおいて同一の商品に投資する場合、当該ファンド間又は一方のファンドと当該キャニオングループの事業体との間で利益相反を生じる可能性が存在します。

このような場合、上記 2.1(i)とともに同項(iii)に該当する可能性が存在します。

## 2.3 キャニオングループの自己取引による取引銘柄と特定の投資家又はファンドの運用先が重複する場合に関する補足

キャニオングループの事業体において行う自己取引の対象銘柄と特定の投資家又はファンドの運用先が重複する場合、論理的には、自己取引のタイミング又は価格によって、当該投資家又はファンドの取引について最良執行が行われなくなるリスクが存在すると考えられます。

しかしながら、キャニオングループでは、自己取引として有価証券取引を行うことはございません。したがって、現在のところ、自己取引と特定の投資家又はファンドの運用先が重複することで利益相反を生じることは考えられません。

仮に、将来的にこのような取引を行うこととなった場合、上記 2.1(i)とともに同項(iii)に該当する可能性が存在しますが、後記 3.に従い、投資家の利益が損なわれないよう業務運営を行って参ります。

## 3. 利益相反取引の管理方法

### 3.1 利益相反取引の管理部門

当社の法務コンプライアンス部門は、自身の職責に基づき利益相反取引の管理を行います。また、管理に当たっては、キャニオングループにおける関連する事業体のコンプライアンス部門と協議し、上記 2. に該当する各利益相反取引によって、投資家の利益が損なわれることのない方法を検討いたします。

当社における利益相反取引の管理業務は、当社の法務コンプライアンス責任者によって統括されます。また、当社における利益相反取引の管理業務は、当社の営業部門並びにキャニオングループの営業部門及び運用部門の指揮命令を受けることなく遂行されます。

当社による利益相反取引の管理状況の適切性は、当社における内部監査を通じ、事後的にも検証されます。

### 3.2 利益相反取引の把握

当社の法務コンプライアンス部門は、ミドルオフィス部門、キャニオングループのコンプライアンス部門とも協働し、適時に利益相反取引を把握いたします。

### 3.3 利益相反取引の管理方法の類型

上記 3.1 に掲げる各部署は、以下のいずれか、又は複数の方法によって、利益相反取引の管理を行います。

- (i) 各利益相反取引を行う部門を分離する方法
- (ii) 利益相反取引に係る投資家との取引条件を変更する方法
- (iii) 利益相反取引を中止する方法
- (iv) 利益相反のおそれがあること、その他関連する事項について利益相反取引に係る投資家に対して開示する方法（キャニオングループが各投資家に対して負う守秘義務に反しない範囲で開示します）

上記(i)の方法による管理を行う場合、当社の法務コンプライアンス部門は、関連するキャニオングループのコンプライアンス責任者と協議し、一方の投資家のみの便宜を図ることのないよう、適切な情報遮断措置を講じます。

上記(ii)及び(iii)の方法による管理を行う場合、当社及び関連するキャニオングループの事業体は、(a)当社の法務コンプライアンス部門並びに(b)関連するキャニオングループの事業体のコンプライアンス部門及び(c)運用部門で協議した後、上記(a)及び(b)の決定に従い、その業務を遂行します。

上記(iv)の方法による管理を行う場合、必要に応じ、対象となる利益相反取引に係る投資家からご承諾をいただくことを検討いたします。